**平成２６年（フ）第１３１２号**
東京都練馬区東大泉３丁目３―18―103
債務者　鳴神　富一
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１６号**
神奈川県鎌倉市七里ガ浜東４丁目６番15号
債務者　身内　順子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第９２号**
神奈川県綾瀬市寺尾西３丁目７番13―３号
債務者　大竹亜沙美（旧姓小久保）
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１６７号**
横浜市栄区長沼町857番地の32
債務者　佐藤　孝行
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１６９号**
横浜市港南区港南２丁目13番29号　セントラルヒル港南Ｂ202号
債務者　原　　光枝
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第８号**
静岡市駿河区東新田４丁目１番２―909号
債務者　鈴木　朋美
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１５号**
東京都東大和市南街６丁目１番地の29
債務者　藤野　沙織
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第１７０号**
横浜市西区宮ケ谷16番地１　クレエラハイム宮ケ谷303号
債務者　大坂　義勝
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３２号**
静岡市清水区三光町１番３号　アビリティーハウス田中303号、旧住所静岡市清水区幸町13番12号　ロータスハウスⅢ203
債務者　長谷川哲也
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２２３号**
北海道厚岸郡厚岸町門静１丁目334番地
債務者　中下　　豊
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２６年（フ）第３号**
釧路市武佐２丁目17番17号
債務者　芹田　　穣
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２６年（フ）第２３号**
静岡市清水区南矢部636番地の２　北斗２番館202号、旧住所静岡市葵区池ヶ谷２番26号
債務者　沼尻　一夫
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１２４７号**
神奈川県藤沢市辻堂新町１丁目２―23―405
債務者　手塚　篤子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２４８号**
千葉県習志野市鷺沼台３丁目11―８
債務者　宮本　英明
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１３０５号**
東京都大田区大森南２丁目５―９―303
債務者　矢島　　誠（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５６５５号**
大阪市天王寺区勝山１丁目11番22―304号
債務者　進藤　久佳
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部